

岡山市入札契約に関する苦情等調査会要領

平成30年3月29日財政局長決裁

平成30年4月1日適用

(設置)

第1条 岡山市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の請負契約，物品の製造及び修繕の請負契約，測量，建設コンサルタント業務等の委託，物品の買入れ，不用品の売払いその他の入札契約手続並びに岡山市工事検査規程（昭和53年市訓令甲第2号）第16条に規定する工事成績（以下「入札等手続」という。）に関する苦情等（岡山市特定調達契約に係る苦情の処理手続に関する要綱が適用される苦情を除く。以下同じ。）を適切に調査，処理するため，岡山市入札契約に関する苦情等調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

(用語の意義)

第2条 この要領における用語の意義は，岡山市入札契約に係る苦情等処理要綱第2条に定めるところによる。

(所掌事務)

第3条 調査会は，次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 入札等手続に関する苦情等の調査，処理に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 調査会は，会長及び委員6人以内をもって組織する。

- 2 会長は，財政局長をもって充て，会長に事故があるときは，あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 3 委員は，財政局財務部長，契約課長，契約課工事契約担当課長及び監理検査課長をもって充てるほか，申立てのあった苦情等の内容に応じ，会長が必要と認める職員の中からその都度会長が指名する。

(会議)

第5条 調査会の会議は，会長が必要があると認めるとき招集する。

- 2 調査会の会議は，委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 調査会の庶務は、財政局財務部契約課において行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、調査会の運営その他必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成13年7月1日から施行する。

2 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する苦情調査会要綱は、廃止する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日財務局長決裁）

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年4月1日財務局長決裁）

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月30日財務局長決裁）

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月29日財務局長決裁）

この要領は、平成30年4月1日から適用する。